

## 法人インターネットバンキングご利用規定

お客さまが新銀行東京（以下「当行」といいます。）のインターネットバンキングを利用する場合は、本利用規定の他、ご利用されるサービスに応じて別途当行の定める各取引規定が適用されます。当行は、お客さまが上記各規定の内容を十分に理解したうえで、自らの判断と責任でインターネットバンキングを利用することに同意したものとして取り扱います。また同時に、お客さまの安全確保のために当行が採用しているセキュリティ措置、本利用規定に示したパスワード等の不正使用等によるリスクの発生の可能性について、お客さまが充分ご理解のうえ利用することを承諾したものとみなします。

### 第1条 定義

#### 1. インターネットバンキング

インターネットバンキングとは、本条第2項（1）に定義される契約者が、本条第4項に定義するパーソナルコンピューター端末を使用して、インターネットを経由して当行所定の各種サービスのサイトにアクセスし、当行が定めた操作方法で各種サービスを利用することをいいます。なお、インターネットバンキングを利用して行う上記の各種サービスを、以下「本サービス」といいます。

#### 2. 契約者と利用者

##### （1）契約者

本サービスは、当行に口座を保有する法人のうち、本利用規定等を承認し、かつ当行所定の方法により本サービスを申し込み、当行が適当と認めた法人（以下「契約者」といいます。）に限り利用できます。契約者は、本利用規定およびご利用になるサービスごとに定められた各取引規定を承認のうえ、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。

##### （2）利用者

契約者は、自己の使用人、その他契約者が本サービスを利用する権限を付与することが相当な者であると判断し、当行が適当と認めた者に、本サービスの利用者として各サービスの利用権限の全部または一部を付与することができます。契約者は自らの責任で利用者を管理するものとし、当行は、本条第6項および第2条第2項に定義する手続きに従って利用者として確認した者が契約者から正当に権限を付与され、本サービスを利用している者として取り扱います。

#### 3. 利用口座

契約者が本サービスを利用する口座は、インターネットバンキングの利用申込時に契約者が当行に開設している、または開設予定の契約者名義の口座であって、ご利用口座として当行に届け出られた口座（以下「利用口座」といいます。）に限ります。

また、契約者の都合により取引店を変更する場合には、変更前の利用口座で利用していたインターネットバンキングにかかる契約は当行所定の手続きにより解約するものとします。

#### 4. 利用できる端末

本サービスを利用できる端末は、当行所定のブラウザソフトおよび機能を備えたパーソナルコンピューター端末（以下「端末」といいます。）に限ります。また、本サービスの利用は日本国内からの利用に限ります。端末以外のパーソナルコンピューター端末を利用したことまたは日本国外からインターネットバンキングにより本サービスを利用したことにより契約者に生じた損害について当行は責任を負わないこととします。

#### 5. パスワード等

##### (1) 契約法人ID

当行が契約者を特定するための、当行指定の数字をいいます。

##### (2) 利用者ID

当行が利用者を特定するための、当行指定の数字をいいます。

##### (3) 利用者暗証番号

当行が契約者および利用者を確認するための、当行所定の方法により契約者が指定する4桁以上12桁以下の半角英数字をいいます。

##### (4) 利用者確認暗証番号

当行が契約者および利用者の資金移動等の取引意思を確認するための、当行所定の方法により契約者が指定する4桁以上12桁以下の半角英数字をいいます。

##### (5) パスワード等

(1)～(4)を総称してパスワード等といいます。

#### 6. 正当な利用者

本条第4項に定義する端末から当行に送信されたパスワード等および、あらかじめ当行に記録されもしくは当行が演算した情報とを照合し、これらが一致した場合は正当な利用者による本サービスの利用と判断し、その後ログアウトするまでの一連の操作および当行に送信された取引の依頼は全て正当な利用者によるものと判断します。

#### 7. 手数料等

契約者は、本サービスにかかる各種手数料とは別に、本利用規定に基づくインターネットバンキングを利用する対価として、当行が別途定め、当行インターネットホームページへ掲載するか、またはその他当行が相当と判断する方法によって契約者に告知する金額の手数料およびこれにかかる消費税（以下「IB手数料」といいます。）を当行に支払うものとし、当行は、毎月所定の日（所定の日が休日の場合は翌営業

日)に、契約者の利用口座(代表口座)から引き落とす方法によりIB手数料を受領します。当行はIB手数料の引き落としにあたっては、利用口座に関する規定にかかわらず、当行所定の方法により引き落とします。

## 第2条 本人確認

本サービスの利用に際して、本人確認のための手続きは次により行うものとします。

### 1. 利用者の開通確認手続き

インターネットバンキングを初めて利用する場合、または、本条第4項(2)に定義する利用者暗証番号および利用者確認暗証番号の再設定を行った後に初めて本サービスを利用する場合は本条第2項(4)に定める各レベルの利用者IDごとに、利用開始登録(利用者開通確認)を実施し、当行が契約者からの届け出によって再設定した利用者暗証番号および利用者確認暗証番号を利用者ごとに変更するものとします。

### 2. 利用者の本人確認

#### (1) 本人確認の手段

本サービスを利用する際の本人確認方法は、以下に示す電子証明書方式とID・暗証番号方式のいずれかを選択するものとします。

##### ① 電子証明書方式

電子証明書および暗証番号により利用者ご本人であることを確認する方式

##### ② ID・暗証番号方式

ログオンIDおよび暗証番号により利用者ご本人であることを確認する方式

#### (2) 利用者確認

本サービスの利用にあたっては、電子証明書(「電子証明書方式」の場合)または契約法人IDおよび利用者ID(「ID・暗証番号方式」の場合)によって契約者および利用者を確認します。利用者は契約者が定めた権限に基づく利用者IDを利用して本サービスを利用するものとします。

契約者または利用者の故意または過失によって、利用者が契約者によって定められた権限以外の利用者IDを利用したことにより契約者に生じた損害について当行は責任を負いません。

#### (3) 利用者確認方法

本サービスを利用する場合は、「電子証明書方式」においては、利用者が端末にて提示または入力した電子証明書、利用者暗証番号により、利用者の確認を行います。

「ID・暗証番号方式」においては画面の案内に従って契約法人ID、利用者ID、利用者暗証番号を入力し利用者の確認を行います。

#### (4) 利用者IDと利用権限の設定

利用者IDは1契約者につき3種類発行します。利用者IDには、それぞれ以下に示す操作にかかる当行所定の利用権限が事前に設定されています。

① レベル1

利用口座の残高、入出金明細、ファイル伝送サービスにおける結果データの受信、本サービスを通じて行われた取引の履歴等、照会に関する操作

② レベル2

レベル1の操作、および、インターネットバンキングの利用にかかる申込書にて契約者が指定した登録口座（当該口座を第6条の規定に従って変更した後の口座を含み、以下「事前登録振込先口座」といいます。）への資金移動、資金移動予約の取消に関する操作

ファイル伝送サービスにおける取引依頼データの登録、送信、結果データの受信に関する操作

③ レベル3

レベル2の操作、および、事前登録振込先口座以外の口座（以下「都度振込先口座」といいます。）への資金移動依頼、ファイル伝送サービスにおける取引依頼データの登録、承認、送信、結果データ受信のほか、本サービスにおける全ての手続きに関する操作

(5) サービス開始時における電子証明書取得

「電子証明書方式」では、利用者は当行が発行する電子証明書を当行所定の方法により取得し、利用者の端末にインストールするものとします。契約法人IDは、電子証明書の取得・インストール時のみに使用します。

(6) 電子証明書の有効期間および更新

電子証明書は当行所定の期間（以下「有効期間」といいます。）に限り有効であり、利用者は、有効期間が終了する前に当行所定の方法により電子証明書の更新を行うものとします。

(7) 電子証明書の失効

本サービスの契約が解約された場合には、本サービスで発行された電子証明書は無効になるものとします。

(8) 電子証明書の取り扱い

次の各号に違反した場合、電子証明書の不正使用その他事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

① 電子証明書は利用者本人が保管するものとします。また、第三者への譲渡・貸与はできません。

② 電子証明書の内容に変更が生じた場合、契約者は当行所定の変更手続きを行うものとします。

- ③ 端末の譲渡・破棄により電子証明書の管理ができなくなる場合、利用者は必ず電子証明書の削除を行うものとします。
- ④ 端末の譲渡・破棄等により新しい端末を使用する場合、利用者は当行所定の方法により電子証明書を再度インストールするものとします。
- ⑤ 契約者は、次に定める事由のいずれかが生じた場合、取引の安全性を確保するため、速やかに当行所定の書面により当行に届け出るものとします。
  - A. 電子証明書をインストールした端末の譲渡・破棄等を行った際に電子証明書の削除を行わなかった場合。
  - B. 電子証明書をインストールした端末が紛失・盗難等に遭った場合。
  - C. 電子証明書に偽造、変造、流出、盗用等が生じ、またはそれらのおそれがあると判断した場合。

この届け出に対し、当行は所定の手続きを行い、必要に応じて本サービスの利用停止等の措置を講じます。当行は、この届け出に基づく所定の手続きの完了前に生じた電子証明書の第三者による不正使用等による損害については責任を負わないものとします。

### 3. 利用者確認暗証番号による取引の承認

本サービスを通じて、振込・振替取引および予約した資金移動取引の取消、ファイル伝送サービスにおける取引依頼データ送信を当行へ依頼する場合、本条第2項に定めた利用者確認に加えて利用者確認暗証番号を入力して当該取引を確定し、当行へ依頼するものとします。

### 4. 利用者暗証番号、利用者確認暗証番号等の設定、再設定、パスワード等の管理等

#### (1) 利用者暗証番号、利用者確認暗証番号の設定

利用者暗証番号、利用者確認暗証番号は、インターネットバンキングの利用にかかる申込書にて契約者が指定した番号を当行が設定し、第2条第1項で定義する利用者開通確認にて契約者が別の番号に変更するものとします。また、インターネットバンキングの利用の際に契約者が随時変更することもできます。

#### (2) 利用者暗証番号、利用者確認暗証番号の再設定

本項(4)により、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号を再設定した場合には、改めて第2条第1項に定める利用者開通確認を実施するものとします。

#### (3) パスワード等の管理

契約者は、パスワード等を第三者に知られることのないよう、契約者の責任において厳重に管理するものとします。当行に登録されているパスワード等と異なるパスワード等を当行所定の回数以上連続して入力した場合、当行は当該パスワード等の取り扱いを中止します。契約者が取り扱いの再開を希望する場合には、当行所定の方法による手続きを行うものとします。当行職員からパスワード等の内容等をお聞

きすることはありません。

(4) 利用者暗証番号、利用者確認暗証番号の失念等

利用者暗証番号または利用者確認暗証番号を失念した場合、もしくは利用者暗証番号または利用者確認暗証番号が第三者に漏洩した可能性がある場合、契約者は、直ちに当行所定の方法により当行に届け出て、当行所定の方法によって、当行へ利用者暗証番号および利用者確認暗証番号の再設定を依頼するものとします。

ただし、この再設定はいかなる場合でも、利用者暗証番号と利用者確認暗証番号が同番にて同時に再設定されます。

(5) 利用者権限の管理

契約者は、第1条第2項(2)に定義する者を、契約者の責任において管理するものとします。利用権限を付与した者がインターネットバンキングを通じて行った取引および照会の依頼については、本条第2項に定義する本人確認の実施により、当行は全て契約者からの正当な依頼として取り扱います。

### 第3条 資金移動サービス

契約者は、本利用規定に基づきインターネットバンキングを利用して、本条に定める資金移動サービスを利用することができます。

1. サービスの内容

(1) 振替取引

利用口座から資金を引き落として利用口座と同一店舗にある契約者名義の他の口座へ入金することをいいます。

(2) 振込取引

利用口座から資金を引き落として、利用口座と同一店舗にある契約者名義の口座以外の口座や、国内の他の金融機関の口座に対して振込通知の発信を行うことをいいます。

2. 振込・振替取引の依頼・受付・確定

(1) 振込・振替取引の依頼

利用者は、契約者があらかじめ当行に届け出た利用口座から、振込取引および振替取引（以下、「振込・振替取引」といいます。）を当行に依頼することができます。振込・振替取引の依頼を行う際には、端末を通じて振込・振替取引等に関する所定の事項を所定の手順に従って、受付時間内に当行宛に送信するものとします。

(2) 振込・振替取引の確定

当行が前項によって振込・振替取引の依頼を受付けた場合、その依頼内容を利用者の端末に表示します。利用者は表示された内容が正しいものである場合には利用者確認暗証番号を入力し当行に回答するものとします。当行は、回答が当行に到達し、

入力された利用者確認暗証番号が当行にあらかじめ登録された契約者の利用者確認暗証番号と一致した場合、正当な利用者からの依頼が確定したものとして手続きを行います。

### (3) 資金の引き落とし

当行は、前項により振込・振替取引の依頼が確定した場合、当該依頼において依頼日当日が実行日として指定された場合は、依頼日当日の当行所定の処理受付時間内にそれぞれ利用口座から当該取引金額（以下「代わり金」といいます。）および当該取引にかかる手数料に相当する資金を引き落とします。当該依頼が到達した日より先の日付を実行日に指定された振込・振替取引については、実行日の当行所定の処理開始時に代わり金および手数料に相当する資金を引き落とします。なお、インターネットバンキングを通じた依頼によって実行される振込・振替取引においては、代わり金および手数料を、当行所定の預金規定およびキャッシュカード規定等にかかわらず、払戻請求書・キャッシュカード等の提出なしに自動引き落としできるものとします。

### (4) 資金の返却

振込取引において、振込先口座へ入金できず、資金が返却された場合には、当行は契約者からの組み戻し依頼を受けることなく、利用口座に返却します。この場合当行は契約者に事前に通知はしません。また当行からの振込にかかった手数料等は返却いたしません。振込先の金融機関から照会があったときは、当行は依頼内容について契約者に照会することがあります。この場合、契約者はすみやかに回答するものとします。資金の返却より契約者に生じた損害については、当行は責任を負いません。

### (5) 依頼の取消・変更

本条第2項(2)によって確定した振込・振替取引の依頼を取消または変更することはできません。ただし、振込・振替取引の依頼が到達した日より先の日付を実行日に指定された振込・振替取引については、実行日より前であって本サービスの利用可能時間内に、本サービスを通じてこれを取消することができます。

### (6) 組み戻し

本条第2項(2)によって確定された振込取引の依頼に基づき当行から振込先の金融機関に振込通知を発信した後、契約者が当該振込の組み戻しを依頼する場合は、当行に対して所定の依頼書を所定の方法によって提出するものとします。なお、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信し、振込先口座への入金完了しているときは、組み戻しができないことがあります。この場合には、振込先（受取人）との間で協議してください。

### 3. 取扱限度額の設定

本サービスにおける振込・振替取引には1日あたり（1日の起点は毎日午前0時とします。）の当行所定限度額を設定します。また、契約者は、当行所定の手続きによって、かかる限度額の範囲内で、契約者固有の取扱限度額を設定することができます。設定した限度額を超える振込・振替取引の依頼については、本サービスではお取り扱いできません。

### 4. 取扱限度額等の変更

契約者は、当行所定の手続きによって、本条第3項第1文に定義する限度額の範囲内で、本条第3項第2文に定義する取扱限度額を変更することができます。また、当行は、1日あたりの取扱限度額を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。この場合、変更内容および変更日については、当行インターネットホームページに掲載するかまたはその他当行が相当と認める方法によって契約者にお知らせするものとし、かかる方法によってお知らせした変更日から変更後の内容に従うものとし、ただし、当行所定の取扱限度額または契約者が設定した取扱限度額が変更された場合、その時点であらかじめ依頼されている取引のうち未処理のものについては、変更後の限度額にかかわらず実行するものとし、

### 5. 取引の不成立

振込・振替取引の依頼金額の合計額が利用口座の支払可能残高を超える場合は、本条第2項（2）により取引が確定した場合であっても、当行は当該振込・振替取引の手続きを行いません。この場合、当行から振込不能の通知は行いません。

### 6. 取引成立の照会

本サービスによって依頼した振込・振替取引については、第4条第1項（3）に定義する取引履歴照会または、第4条第1項（4）に定義する資金移動予約照会を行って確認するものとし、なお、確認を行わなかったことにより、契約者に生じた損害について当行は責任を負いません。

## 第4条 口座情報照会サービス

契約者は、本利用規定に基づきインターネットバンキングを利用して、本条に定める口座情報照会サービスを利用することができます。

### 1. サービスの内容

#### （1）残高照会

インターネットバンキングを通じた依頼に応じて利用口座の残高を回答します。

#### （2）入出金明細照会

インターネットバンキングを通じた依頼に応じて利用口座の入出金履歴を回答します。



### (3) 取引履歴照会

インターネットバンキングを利用して行われた取引の履歴を回答します。

### (4) 資金移動予約照会

インターネットバンキングを利用して行われた資金移動取引依頼について、依頼に応じて取引の状況および結果を回答します。

## 2. 口座情報照会サービスの依頼・確定

### (1) 依頼方法

利用者は、契約者があらかじめ当行に届け出た利用口座の残高、入出金明細を照会することができます。照会を行う際には、端末を通じて照会等に関する所定事項を所定の手順に従って当行宛に送信するものとします。

### (2) 依頼内容の確定

口座情報照会サービスにおいては、本項(1)により依頼内容が当行に伝達されたことをもって依頼内容が確定したものとし、当行所定の方法により回答します。

### (3) 回答内容の取消・訂正

契約者からの依頼に基づいて当行が返信した利用口座の情報は、残高および本サービスにおける入出金の明細等を当行が証明するものではなく、回答後であっても当行が変更または取消等を行う場合があります。なお、このような変更または取消等のために生じた損害については、当行は一切責任を負わないものとします。

## 3. 照会可能期間・件数

取引履歴照会および入出金明細照会にて照会できる期間・件数は当行所定の期間・件数内とします。

## 4. 取扱時間

口座情報照会サービスの利用時間は当行所定の時間内とし、各サービスにより異なることがあります。なお、当行は契約者に通知することなく口座情報照会サービスの全部または一部の利用時間を変更することがあります。この場合には、変更日および変更内容を当行インターネットホームページに掲載するかまたはその他当行が相当とする方法にて契約者にお知らせします。

## 5. 取引履歴の保存

インターネットバンキングによって行われた取引の履歴はすべて当行の帳簿、伝票等に記録(電磁的記録を含む。)され、当行に相当期間保存されます。当行と契約者の間で依頼内容または取引内容について疑義が生じた場合には、当行の帳簿、伝票等に記録(電磁的記録を含む。)された依頼内容および取引内容を正当なものとして取り扱うものとします。

## 第5条 ファイル伝送サービス

### 1. ファイル伝送サービスの内容

ファイル伝送サービスの取り扱いは、契約者の負担および責任において、契約者が準備した端末より、次の取引依頼データを当行に送信して依頼することにより利用することができます。

- (1) 総合振込
- (2) 給与・賞与振込

### 2. ファイル伝送サービスによる取引の依頼

ファイル伝送サービスにより取引を依頼する場合は、端末の操作画面の指示に従って取引依頼データを当行所定の日時まで全国銀行協会が定められたデータフォーマット（以下「全銀フォーマット」といいます）で送信し、併せて別途当行が指定した「振込依頼送付書」にて伝送内容（合計件数、合計金額その他所定の事項）を、伝送直後に当行が指定したFAX番号宛にファクシミリ送信するものとします。

### 3. ファイル伝送サービスの取り扱い方法

- (1) 契約者は、ファイル伝送サービスの利用に際して、第2条に従い本人確認に必要な契約法人IDおよび利用者ID、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号を当行所定の方法により登録するものとします。
- (2) 当行で受信した本人確認のための契約法人IDおよび利用者ID、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号が、あらかじめ届け出のものと一致したときは、当行は送信者をお客さま本人とみなし、データの受信を行うものとします。本人確認の方法としては、第2条2項(1)①の「電子証明書方式」を利用することもできます。
- (3) ファイル伝送サービスにより取引の依頼内容を送信した後は、依頼された取引の取消・変更は取り扱わないものとします。
- (4) 当行は受信した依頼データと、ファクシミリで送信された送付書の内容が一致した時点で、依頼内容を確定するものとします。

### 4. ファイル伝送サービスにおける振込資金の引き落とし

振込資金および振込手数料などは、当行所定の方法により、利用口座より引き落とすものとします。ただし、振込資金および振込手数料の合計額が利用口座の支払可能残高を超える場合は、当行は振込を行いません。なお、これによって生じた損害については当行で責任を負いません。

### 5. ファイル伝送サービスの取扱限度額

- (1) 当行は、総合振込、給与・賞与振込、について伝送1回あたりの上限金額を設けます。なお、この上限金額は契約者に通知することなく変更することがあります。
- (2) 契約者は、前項に基づき定められた金額と異なる金額を設定し、また当行所定の手続きによりこれを変更することができます。

6. 次の各号に該当する場合、ファイル伝送サービスは取り扱いできないものとします。
- (1) 利用者が当行所定の送信データ受付時間内にデータの送信を完了しなかったため、当行がデータの受信の完了を確認できなかったとき。
  - (2) 利用者が全銀フォーマット以外のデータフォーマットでデータを送信してきたとき。
  - (3) 送付書または送信データのうち、どちらか一方でも当行で受信確認できなかったとき。
  - (4) 当行で受信したデータと、ファクシミリで送信した送付書の記載内容が不一致のとき。
  - (5) 1回あたりの送信データの件数が、当行所定の件数を超過しているとき。
  - (6) 1回あたりの送信データの合計金額が、当行所定の限度額を超えたとき。
  - (7) 送信データに瑕疵があるとき。

## 7. 総合振込

### (1) 総合振込の内容

- ① 当行は契約者からの依頼によるファイル伝送サービスを利用した総合振込事務を受託します。
- ② 振込先として指定できる取扱店は、当行本支店および内国為替制度における全国銀行データ通信システム加盟金融機関の国内本支店とします。なお、契約者は、振込を依頼するにあたっては、事前に振込指定口座の確認を行ってください。
- ③ 振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料およびこれに伴う消費税をいただきます。
- ④ 当行は振込受取人に対して入金通知は行いません。

### (2) 振込手続き等

- ① 契約者は端末を利用して当行所定の方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を正確に送信してください。
- ② 振込指定日は、契約者の端末から指定して振込を依頼してください。この場合、当行所定の期間の銀行営業日を指定する取り扱いができるものとします。なお、当行は契約者に事前に通知することなくこの期間を変更することがあります。
- ③ 該当口座なしまたはその他の事由により振込不能のものがあつた場合は、当行は当該振込金を契約者の引落口座へ入金することにより返却します。ただし、この場合、振込手数料はお返ししません。

### (3) 振込資金および振込手数料の入金

- ① 振込資金および振込手数料は、振込指定日の前営業日前までに利用口座に入金してください。残高不足の場合には、振込を行いませんので、あらかじめご了承ください。

ください。

- ② 振込資金および振込手数料は、当行所定の預金規定およびキャッシュカード規定等にかかわらず、払戻請求書、キャッシュカード等の提出なしに利用口座から自動的に引き落とします。

#### (4) 依頼内容の変更・取消

- ① 依頼内容が確定した後は、原則として依頼内容を変更すること、またはその依頼内容を取り消されること（以下「組戻」といいます。）はできません。ただし、当行がやむを得ないと認めた場合には、契約者は当該取引の引落口座がある当行本支店において、当行所定の変更手数料または組戻手数料をお支払いのうえ、当行所定の依頼書を提出ください。この場合、当初振込時の振込手数料は返却しません。当行は、当行所定の預金規定およびキャッシュカード規定等にかかわらず、変更手数料または組戻手数料を払戻請求書、キャッシュカード等の提出なしに、利用口座から自動的に引き落とします。
- ② 本項（4）①の場合、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、変更または組戻ができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。
- ③ 組戻しされた振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。
- ④ 当行が、当行所定の依頼書に押印された印影と、届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱ったうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故により万一契約者に損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。
- ⑤ 振込取引において、振込先金融機関で指定された振込先口座へ入金できない場合は、当行は契約者にその旨お伝えしますので、組戻の手続きをとってください。返却された振込資金は、本項（4）③により取り扱いますが、相当の期間内に回答がなかった場合または連絡がつかない場合には、組戻依頼があったものとして、当行は振込資金を引落口座へ入金することがあります。この場合、組戻手数料および消費税の支払は、当行所定の預金規定およびキャッシュカード規定等にかかわらず、払戻請求書、キャッシュカード等の提出なしに、利用口座から自動的に引き落とします。

## 8. 給与・賞与振込

### (1) 給与・賞与振込の内容

- ① 当行は契約者が利用申込書により当行あて届け出た引落口座から指定する金額を引き落とし、受給者が指定する当行の国内本支店または当行が給与振込の提携をしている金融機関の国内本支店の受給者名義普通預金または当座預金あてに振込手続きを行います。

- ② 振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料およびこれに伴う消費税をいただきます。
  - ③ 契約者は、当行に振込を依頼するにあたって、受給者が指定する口座の確認を事前に行うものとします。
  - ④ 当行は受給者に対して入金通知を行いません。
  - ⑤ 受給者に対する振込金の支払開始時期は、振込指定日の午前 10 時からとします。
  - ⑥ 契約者の依頼にもとづき当行が発信した振込について、振込先の金融機関から当行に対して振込内容の照会があった場合には、当行は依頼内容について契約者に照会することがありますので、速やかに回答してください。当行の照会に対して相応の期間内に回答がなかった場合、または不適切な回答があった場合は、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。
- (2) 振込手続き等
- ① 契約者は端末を利用して当行所定の日時までに所定の方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を正確に送信してください。
  - ② 振込指定日は、契約者の端末から指定して振込を依頼してください。この場合、当行所定の期間の銀行営業日を指定する取り扱いができるものとします。なお、当行は契約者に事前に通知することなくこの期間を変更することがあります。
  - ③ 該当口座なしまたはその他の事由により振込不能のものがあった場合は、当行は当該振込金を契約者の引落口座へ入金することにより返却します。ただし、この場合、振込手数料はお返ししません。
- (3) 振込資金および振込手数料の入金
- ① 振込資金および振込手数料は、振込指定日の 3 営業日前までに利用口座に入金してください。なお、振込指定口座が当行本支店のみの場合、振込指定日の前営業日前までに入金してください。また残高不足の場合には、振込を中止させていただく場合や給与振込としてのお取り扱いができない場合がございますので、あらかじめご了承ください。
  - ② 振込資金および振込手数料は、当行所定の預金規定およびキャッシュカード規定等にかかわらず、払戻請求書、キャッシュカード等の提出なしに利用口座から自動的に引き落とします。
- (4) 依頼内容の変更・取消
- 依頼内容の確定後にその依頼内容を変更、または取りやめる場合には、本条第 7 項 (4) による取り扱いとします。

## 第 6 条 お客さま情報変更登録

#### 1. お客さま情報の変更

契約者は、当行に届け出た、パスワード等、第3条第3項、4項および第5条第5項で定義する契約者固有の取扱限度額、事前登録振込先口座に関する情報（以下総称して「お客さま情報」といいます。）について、変更あるいは削除を行う必要が生じた場合には、直ちに当行所定の方法により変更を行うものとします。

#### 2. 諸届事項の変更

契約者は、利用口座に関わる印章、氏名、その他のインターネットバンキングまたは本サービスに関する届け出事項に変更があった場合には、直ちに当行に所定の方法により届け出るものとします。

#### 3. 変更届の受理日

本条第1項および第2項の変更届け出の受理日は、当行の変更手続き完了日とします。契約者の届け出から当行の手続き完了までの間に変更が行われなかったことにより契約者に損害が生じても、当行は責任を負わないものとします。

#### 4. 変更の届け出がない場合の取り扱い

本条に定める変更届の提出がない場合には、当行は、届け出の住所等に連絡をすれば足りるものとし、上記変更届け出がなかったことにより、当行からの送信、通知または当行の送付書類等が延着または未着となった場合には、当該送付書類等は通常到達すべきときに到着したものとみなすこととし、かかる延着または未着について当行は責任を負わないものとします。

### 第7条 免責事項

#### 1. 本人確認

本サービスの提供にあたり、当行が第2条第2項および第3項に定義される利用者の本人確認および取引依頼承認の完了をもって取り扱った取引について、端末、パスワード等の偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、当行は当該取引を有効なものとして取り扱い、そのために生じた損害について、当行は責任を負わないものとします。

#### 2. 通信手段の障害等

当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、通信機器、回線、コンピューター等の障害または電話の不通等により、本サービスの取り扱いに遅延・不能等が生じた場合でも、そのために生じた損害について、当行は責任を負わないものとします。

#### 3. 通信経路における取引情報の漏洩等

当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず

ず、電話回線、専用回線、移動体通信網、インターネット等の通信経路において盗聴等がなされたことにより契約者の取引情報、パスワード等その他のお客さま情報が漏洩した場合でも、そのために生じた損害について、当行は責任を負わないものとしします。

#### 4. 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等

災害・事変等当行の責に帰すことのできない事由、または裁判所等公的機関の措置等、やむを得ない事由があったときに、本サービスの取り扱いに遅延・不能等が生じたことに起因する損害について、当行は責任を負わないものとしします。

#### 5. 印章の不正使用等

当行がインターネットバンキングまたは本サービスの申込書および利用口座に関する申込書およびその他の書類に使用された印影をあらかじめ届け出た印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いを行った場合において、それらの書面および印章につき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負わないものとしします。

#### 6. 送付中の事故等

当行がパスワード等を契約者に送付する際、送付中の事故等当行の責によらない事由により第三者がパスワード等その他のお客さま情報を知り得たとしても、そのために生じた損害について、当行は責任を負わないものとしします。

#### 7. 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由に起因する損害

当行以外の金融機関の責に帰すべき事由により、本サービスの取り扱いに遅延・不能等が生じたことに起因する損害について、当行は責任を負わないものとしします。

#### 8. 端末および通信媒体の稼働環境

第1条第4項に定義する端末および本サービスを利用するに当たって使用される通信媒体が正常に稼働する環境については、契約者において確保するものとしします。当行は本利用規定に基づく契約により取引機器が正常に稼働することについて保証するものではありません。取引機器等が正常に稼働しなかったことにより取引が成立しない、または契約者の意思に反して取引が成立した場合、それにより生じた損害について当行は責任を負わないものとしします。

### 第8条 契約者からの本サービスの利用停止・利用再開依頼

#### 1. 利用停止

契約者は、契約者の都合によりインターネットバンキングまたは本サービスの利用を一時的に停止しようとする場合には、当行所定の方法により当行所定の書面にてその旨を当行宛に届け出るものとしします。当行は、当該届け出書類の当行への到着を以って、インターネットバンキングまたは本サービスの利用停止手続きを開始し

ます。なお、停止手続きの完了について当行から契約者へ通知することは原則として行わないものとします。なお、一時停止中も第1条第7項に定義するIB手数料はかかります。

## 2. 利用再開

契約者は自己の都合により停止中のインターネットバンキングまたは本サービスについて利用を再開しようとする場合には、当行所定の方法により当行所定の書面にてその旨を当行宛に届け出るものとします。当行は当該届け出書類の当行への到着を以って、利用再開処理を行うものとします。なお、利用再開手続きの完了について当行から契約者へ通知することは原則として行わないものとします。

## 第9条 解約等

契約者または当行（以下「当事者」といいます。）は、本利用規定に基づくインターネットバンキングに関する契約（以下「本契約」といいます。）を、以下の定めに従っていつでも解約できるものとします。

### 1. 契約者からの解約

契約者は、契約者の都合によりいつでも、当行に事前の通知を行うことにより、本契約を解約することができるものとします。契約者が本契約を解約する場合は、当行所定の書面を当行に送付または持参することで、当行に通知するものとします。

### 2. 当行からの解約

#### (1) 解約の通知

当行は、当行の都合によりいつでも、契約者に事前の通知を行うことにより、本契約を解約することができるものとします。当行の都合により本契約を解約する場合は、契約者が当行に届け出た住所等に解約の通知を発信します。なお、契約者が当行に届け出ている住所等宛に発信した解約の通知が、遅延または到着しなかった（受領拒否を含みます。）場合は、当該通知は、通常到着すべき時に到達したものとみなします。

#### (2) 強制解約

契約者に以下の各号のいずれかの事由が生じたときは、当行はいつでも契約者に事前の通知、催告を行うことなく、本契約を解約することができるものとします。

- ① 契約者が本利用規定または当行との他の取引規定に違反した場合等、当行がインターネットバンキングまたは本サービスの中止を必要とする相当の事由が生じたとき。
- ② 当行から契約者に送付するパスワード等が、不着等の理由で当行に返却されたとき。
- ③ 本サービスおよび本利用規定に基づく手数料の支払いが遅延したとき。



- ④ 契約者について支払いの停止または破産手続き開始、民事再生手続き開始もしくはその他これに類する法的手続きの申し立てがあったとき。
- ⑤ 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- ⑥ 申込書または本規定にもとづく届け出についての虚偽の事実があることが判明したとき。
- ⑦ 住所変更の届け出を怠るなど、契約者の責に帰すべき事由によって、当行において契約者の所在が不明となったとき。

### 3. 利用口座の解約等

契約者または当行が利用口座（代表口座）の口座取引契約を解約した場合、その理由の如何を問わず、本契約は解約されたものとします。

### 4. 手続きが完了していない場合の取り扱い

本契約が解約または契約期間の満了等により終了した場合でも、解約または終了時点で契約者の依頼にもとづく振込手続き等が完了していないときは、当行はその振込手続き等を完了させる義務を負わないものとします。ただし、当行は本契約の終了前の契約者の依頼に基づいて振込手続き等を完了させることができるものとします。ただし、当該手続きが行われたことにより、契約者に損害が生じても、当行はいかなる責任も負わないものとします。

## 第10条 規定の準用

本利用規定に定めのない事項については、当行普通預金取引規定等、当行所定の各取引規定に従って取り扱うものとします。

## 第11条 契約期間

本契約の契約期間は、インターネットバンキングにかかる申込書が当行に到着してから1年間とし、特に契約者または当行から申し出がない限り、本契約の期間満了日の翌日から自動的に1年間更新されるものとします。また、更新後も同様とします。

## 第12条 サービス内容・本利用規定の変更

当行は本サービスの内容その他の本利用規定の内容を契約者に事前に通知することなく変更できるものとします。この場合、変更内容および変更日については、当行インターネットホームページに掲載するかまたはその他当行が相当と認める方法によって契約者にお知らせするものとし、上記の方法によってお知らせした変更日から変更後の内容に従うものとします。なお、この変更によって契約者に損害が生じても、当行は一切の責任を負わないものとします。

### 第13条 禁止行為

本契約に基づく契約者の権利または義務の譲渡、質入れ、または第三者への貸与はできません。また、契約者は、インターネットバンキングまたは本サービスを利用して、以下の行為を行うことはできません。

- ① 公序良俗に反する行為
- ② 犯罪的行為に結びつく行為
- ③ インターネットバンキングまたは本サービスの運営を妨げる行為
- ④ その他、当行が不適當・不適切と判断する行為

### 第14条 業務委託に関する取り扱い

#### 1. 業務委託

当行は、インターネットバンキングまたは本サービスに関し、認証業務および契約者の預金に関する情報を含む事務処理業務を当行以外の第三者に委託することができるものとします。

#### 2. 契約者情報の取り扱い

当行および当行が業務を委託する第三者は、保有する契約者の情報を厳正に管理し、十分な注意を払うとともに、契約者の情報を本サービスの提供の目的以外に使用しないものとします。

### 第15条 準拠法・合意管轄

本契約に関する準拠法は、日本法とします。また本契約に基づく諸取引に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

(平成18年7月20日制定)

(平成20年2月19日改定)

(平成25年1月15日改定)

(平成26年2月19日改定)

(平成28年11月1日改定)